

# － 制 定 ・ 改 廃 の 概 要 －

条例・規則名 火薬類取締法関係手数料条例の一部を改正する条例  
公布年月日・番号 平成 21 年 3 月 31 日・東京都条例第 50 号

## 1 概要

### (1) 改正理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成 12 年政令第 16 号）の改正に伴い、手数料の額を改定する必要がある。

### (2) 改正内容

条例別表に規定する手数料の額を改める。

事 務	名 称	額（改正前）	額（改正後）
法第 3 1 条第 3 項の規定に基づく丙種火薬類製造保安責任者免状、甲種火薬類取扱保安責任者免状又は乙種火薬類取扱保安責任者免状に係る試験の実施	火薬類保安責任者試験手数料	12,000 円	17,000 円

## 2 施行期日

平成 21 年 4 月 1 日

## 3 問い合わせ先

環境局環境改善部環境保安課防災調整係

直通 03-5388-3541

内線 42-431